

1 計画策定の背景及び趣旨

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会・経済への深刻な影響を及ぼすものとして懸念されています。また、核家族化の進展、就労環境の変化、地域におけるコミュニティの希薄化、子育ての孤立化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、子どもたちがのびのびと健やかに成長できる社会の構築など、子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような中、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の実態に即した子ども・子育て支援の充実を図ることとされました。

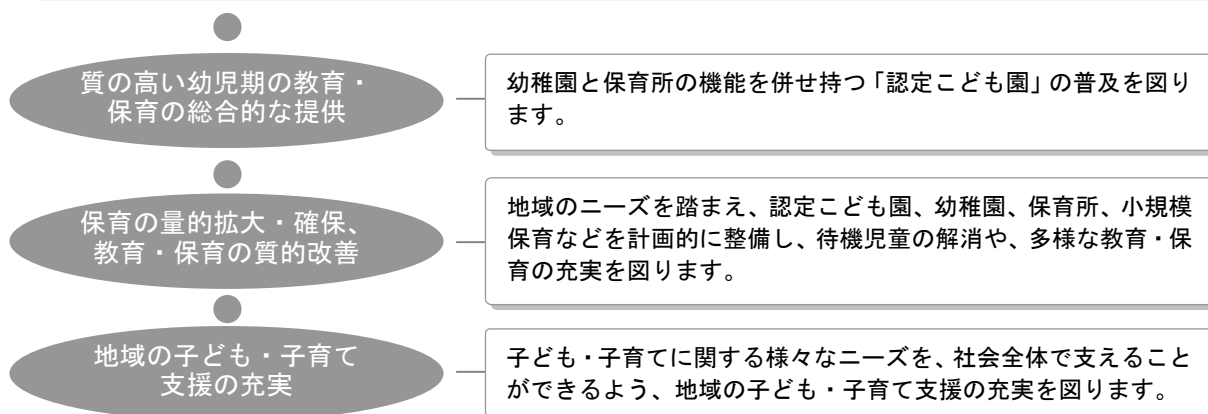
本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度から平成26年度までを計画期間とする「伊勢原市次世代育成支援対策行動計画（いせはらっ子応援プラン）」を策定し、様々な取組を進めてきましたが、平成27年度から本格施行される「子ども・子育て支援法」に基づき、新たにこれまでの取組に加え、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

この計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、認定こども園の普及に関する基本的な考え方などを定めるほか、任意記載事項として、産休及び育休後の保育所等の円滑な利用に関する事項、障害・虐待等の専門的な知識と技術を要する支援について都道府県が行う施策との連携に関する事項、仕事と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）に関する事項などについて記載するとともに、「いせはらっ子応援プラン」で推進してきた施策についても、この計画に継承し、今後5年間の子ども・子育てに関する総合的な取組をまとめた計画として策定します。

【 子ども・子育て関連3法と制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）



2 計画策定の基本的な考え方

この計画は、子ども・子育て支援法に定める子ども（18歳まで）及び父母その他の保護者、家庭、学校、地域、職域その他社会のあらゆる分野における全ての構成員の総力により、子育て支援に取り組むための方向性及び具体的な取組を示すものです。

計画の策定に当たっては、市民、特に子育て家庭の現状、希望を把握するため、就学前・就学児童のそれぞれの子どもの家庭に子育てに関するニーズ調査を実施しました。また、公募による子育て当事者、幼稚園・保育所の関係者、学識経験者などで構成する「伊勢原市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定段階からご意見をいただくとともに、パブリックコメント等を行い策定しています。

また、この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく伊勢原市次世代育成支援対策行動計画（いせはらっ子応援プラン：平成17年度～平成26年度）の取組状況、同法の趣旨などを踏まえ、保健・医療、福祉、教育など、行政各分野の子育てに関する施策を体系化し、今後5年間の本市の基本的な方向性を示すものです。

3 計画の位置付け

(1) 位置付け

この計画は、伊勢原市第5次総合計画の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置付けるとともに、行政各分野の施策との連携により、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を目指すものとして、子ども・子育て支援施策の方向性や目標を定める計画とします。

(2) 計画の対象

この計画の対象は、障害、疾病、虐待、貧困など、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とします。

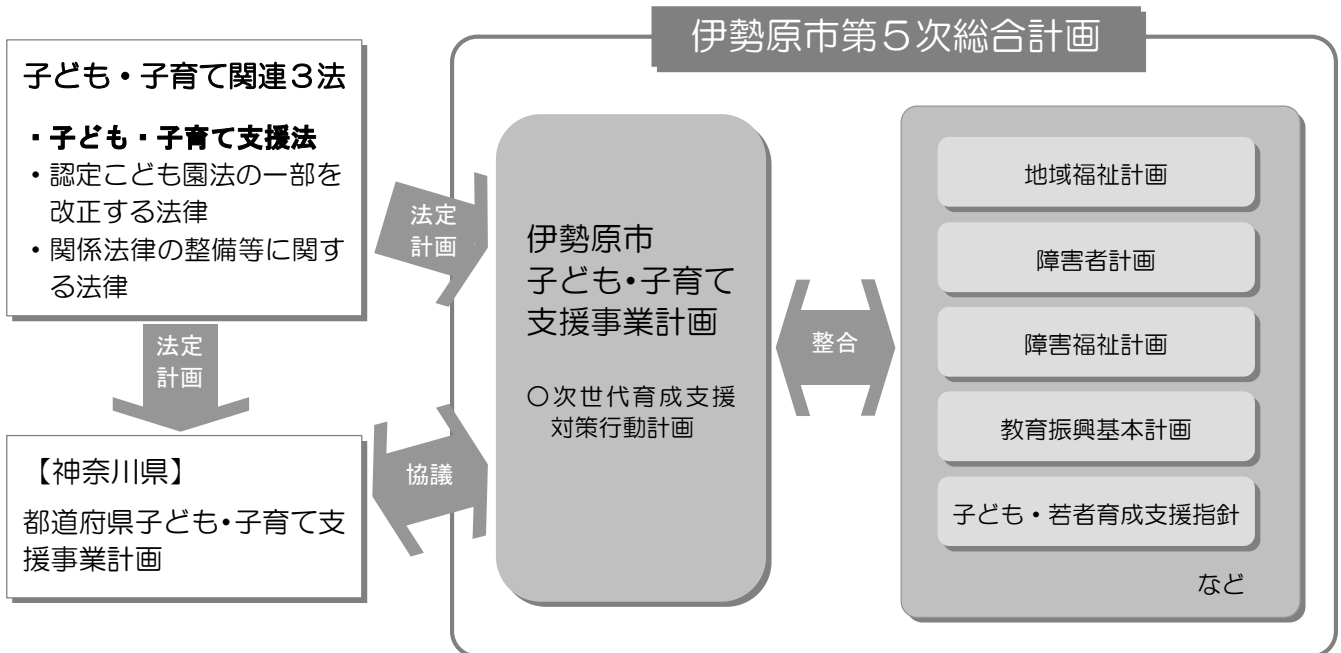
(3) 伊勢原市次世代育成支援対策行動計画及び関連計画との関係

本市の子ども・子育て支援施策については、平成17年度を初年度とする、「伊勢原市次世代育成支援対策行動計画（いせはらっ子応援プラン）」により、総合的に推進してきました。

計画の策定に当たっては、これまでの取組について検証するとともに、継続的に実施する必要がある事業について、今後5か年の方向性を示すこととします。

また、地域福祉計画、障害者計画・障害福祉計画、教育振興基本計画などの行政各分野の計画と整合を図りながら策定します。

【 計画の位置付け 】



4 計画期間

「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

なお、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保の方策については、中間年度である平成29年度に見直しを行い、必要に応じて計画の見直しをすることとします。

【 計画期間 】

		平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
第5次 総合計画		前期計画			後期計画	
子ども・子育て 支援事業計画	策定	計画の 見直し				



5 計画策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

この計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0歳～5歳の子どもの保護者、小学1～5年生の子どもの保護者を対象として、「子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

【就学前児童対象調査】

- ① 調査対象 就学前児童（0歳～5歳） *学齢で抽出のため6歳児を含みます
3,000人（全体 5,486人）
- ・基準日 平成25年11月1日
 - ・住民基本台帳から無作為抽出（世帯重複ないように抽出）
 - ・男女、地域（小学校区）、年齢に偏りがないよう抽出
- ② 実施期間 平成25年11月8日～24日
- ③ 実施状況
- | | | |
|----------|--------|----------------------|
| ア) 発送件数 | 2,993件 | *対象者抽出後、転出者を除いた実発送件数 |
| イ) 回収件数 | 1,799件 | |
| ウ) 回収率 | 60.1% | |
| エ) 有効回答数 | 1,771件 | |

【就学児童対象調査】

- ① 調査対象 小学生（小1～小5） 3,000人（全体 4,393人）
- ・基準日 平成25年12月1日
 - ・住民基本台帳から無作為抽出（世帯重複ないように抽出）
 - ・男女、地域（小学校区）、年齢に偏りがないよう抽出
- ② 実施期間 平成25年12月4日～17日
- ③ 実施状況
- | | | |
|----------|--------|----------------------|
| ア) 発送件数 | 2,985件 | *対象者抽出後、転出者を除いた実発送件数 |
| イ) 回収件数 | 1,748件 | |
| ウ) 回収率 | 58.6% | |
| エ) 有効回答数 | 1,748件 | |

(2) 「子ども・子育て会議」の設置

この計画の策定に当たり、子育てや教育・保育の関係者等の意見を反映するため、公募による子育て当事者、幼稚園・保育所関係者、学識経験者などで構成する「伊勢原市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

この計画の素案を市役所の窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

